

令和4年8月30日

東明小学校 保護者様

可児市立東明小学校
校長 奥村 哲也

夏休み明けの新型コロナウイルス感染症予防対応について（お願い）

日頃より学校教育活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、夏休み明けの新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、岐阜県教育委員会通知「新型コロナウイルス感染防止を踏まえた学校運営について（令和4年8月22日更新版）」に基づき、感染拡大防止対応を下記の通りとします。ご理解とご協力をお願いします。

記

1 基本的な防止対策について

(1) 基本的な感染防止対策の継続

- ① 手洗い、3密回避、マスク着用等、基本的な感染防止対策の継続をお願いします。
- ② 引き続き、健康観察カードによる健康管理をお願いします。
 - ・ 毎朝の検温と健康観察を継続して行ってください。発熱や健康観察カードの項目の症状がある場合には、学校を休み、速やかに医療機関にかかっているようお願いいたします。
 - ・ 上記により、お子さんが学校を休む場合は、可児市立の小・中学校、保育園・幼稚園に通う兄弟姉妹も自宅待機をしてください。（欠席ではなく出席停止扱いになります。）
 - ・ お子さんが学校を休んだ場合は、症状消失後も2～3日間程度、自宅で様子を見てください。（東明小学校では、2日間の自宅待機をお願いしています。欠席ではなく出席停止扱いになります。）なお、兄弟姉妹については、本人の症状が消失した翌日から登校することができますが、体調の確認をお願いします。

(2) 学校で発熱等の症状が出た場合の対応

- ・ 登校後、学校で児童に発熱があった場合は早退となります。発熱が無くても健康観察カードの項目にある症状があり、学習を続けることが困難な場合も早退となります。
- ・ 上記によりお子さんが早退する場合には、本校に通う兄弟姉妹も一緒に早退となります。また、可児市立の中学校、保育園・幼稚園に通う兄弟姉妹については、保護者の方から当該の学校・園に連絡していただき、早退の手続きをしていただくようお願いいたします。
- ・ お子さんが早退した後、症状消失後も2～3日間程度、自宅で様子を見てください。（東明小学校では、2日間の自宅待機をお願いしています。欠席ではなく出席停止扱いになります。）なお、兄弟姉妹については、本人の症状が消失した翌日から登校することができますが、体調の確認をお願いします。

2 学校関係者（児童・教職員）が陽性となった場合、濃厚接触者となった場合の対応について

(1) 学校関係者が陽性となった場合の対応について（学級閉鎖について）

- ① 陽性判明の連絡があった場合、陽性者の発症日2日前までの行動を確認します。それに基づき、「自宅待機要請者」の特定、他の児童への感染状況及び体調確認を行います。「自宅待機要請者」の基準は、「陽性判明者と1メートル以内の距離で、マスクなしで会話があった者」「陽性判明者と向かい合って飲食をした者」です。
- ② 「自宅待機要請者」には、5日間の自宅待機を要請します。
- ③ 他の児童の感染状況や体調確認状況に応じ、学級閉鎖を次のようにします。
 - ・ 同一学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、5日間程度学級閉鎖。
 - ・ 同一学級内で感染が広がっている可能性が低い場合は、学級閉鎖は行わない。

(2) 本人あるいは同居家族が「濃厚接触者」等となった場合の対応について

本人あるいは同居家族が「濃厚接触者」等になった場合の対応については、県からの通知に基づき、次の通りとなります。(8月30日現在)

	状況	児童生徒・教職員
A	本人が濃厚接触者となった	自宅待機(保健所が指定する期間)
A 2	本人が学校の指示により「自宅待機要請者」となった	自宅待機(最終接触日を0日目として5日間) (*1)
B	本人に発熱等の症状がある	自宅待機(症状消失後48~72時間が望ましいが医師の指示を得ること)
C	本人がPCR等ウイルス検査を受検することになった	自宅待機(保健所の指示による)
D 1	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった	左の状況発生後に、濃厚接触者となった者、事業所の指示で自宅待機となった者、学校の指示により自宅待機要請者となった者と家庭内で接触しないよう措置されており、本人を含め同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触のある者に症状がない場合は、原則として自宅待機不要
D 2	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、感染の疑いのため事業所の指示で自宅待機となった	
D 3	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、学校の指示により自宅待機要請者となった	
E	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者に、発熱等の症状がある	自宅待機(発熱等の症状がある者の症状がなくなる迄の期間。症状がある者のPCR等ウイルス検査の要否を確認すること)(*2)
F	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、PCR等ウイルス検査を受検することになった(上記D1及びD2以外の場合)	PCR等ウイルス検査を受検することになった者と家庭内で接触しないよう措置されており、本人を含め同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触のある者に症状がない場合は、原則として自宅待機不要

(*1) 2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から自宅待機の解除可能。ただし、抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。

(*2) 「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合、「新型コロナワクチン接種後3日間程度の発熱」は原則として自宅待機は不要

【電話連絡のお願い】

病院等での検査結果が陽性であった場合、速やかに学校へ連絡してください。

東明小学校 0574-64-1128

留守番電話対応中の連絡先 090-8861-0678 *この対応は、感染再拡大時のみです。